

川西市公共施設等あり方検討委員会規則

平成27年6月30日

川西市規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市公共施設等あり方検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、川西市公共施設等総合管理計画策定に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は前項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 委員会は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 専門部会は、委員会の要請に応じ、専門的な事項の調査検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第 7 条 委員会及び専門部会の庶務は、公共施設マネジメント室において処理する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる委員会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。